

放送番組基準

- 1 一般財団法人八西CATVは、生活圏域の放送として、地域の文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送にあたっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
 - (1) 的確な地域情報の提供
 - (2) 正確で迅速な放送
 - (3) 健全な娯楽
 - (4) 産業・教育・教養・コミュニティーの進展
 - (5) 児童及び青少年に与える影響
 - (6) 節度を守り、真実を伝える広告
- 3 次の基準は、有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
 - (1) 人権・人格・名誉
 - ア 人命を軽視するような取り扱いはしない。
 - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
 - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
 - (2) 人権・民族・国際関係
 - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
 - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
 - (3) 宗教
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
 - (4) 政治・経済
 - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期する。
 - ウ 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし公平に取り扱う。
 - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるよう